東京医療保健大学事務局規程

（趣旨）
第１条　東京医療保健大学の事務を処理するため、大学経営会議室に事務局を置く。

（事務局長）
第２条　事務局に事務局長を置く。
２　事務局長は、理事長が指名する。
３　事務局長は、大学経営会議室長の命を受け所属職員を指揮監督し、事務局の事務を掌理する。

（事務局）
第３条　事務局に本部及びキャンパス部を置き、それぞれに次の部署を置く。
（１）本部
企画部
教務部
学生支援センター
研究協力部
総務人事部
総務部
人事部
システム部
経理財務部
入試広報部
入試事務部
（２）キャンパス部
五反田事務部
世田谷事務部
東が丘事務部
立川事務部
千葉事務部
和歌山事務部
２　前項の各部署に長を置く。
３　各部署の長は、事務局長の命を受け、各部署の職員を指揮監督し、各部署の業務をつかさどる。

（図書館事務室）
第４条　附属図書館に図書館事務室を置く。
２　図書館事務室の職務内容は、別に定める。

（企画部）
第５条　企画部は次の事務をつかさどる。

【企画事務】

（１）理事会、評議員会及びその他法人の主催する会議並びに役員、評議員の委嘱に関すること。

（２）大学経営会議に関すること。

（３）学部長等会議、内部質保証推進会議に関すること。

（４）法人印並びに理事長印の管守に関すること。

（５）法人関係公文書の接受、発送に関すること。

（６）法人の行う会議の議事録の保管に関すること。

（７）法人の登記に関すること。

（８）法人寄附行為、同寄附行為施行細則、その他法人関係諸規程並びに大学関係諸規程の改廃に関すること。

（９）ガバナンスに関すること。

(10) 監督官庁との連絡に関すること。

(11) 私立大学団体との連絡に関すること。

(12) 認証評価機関との連絡に関すること。

(13) 大学ビジョン、中期目標・計画に関すること。

(14) 認証評価、自己点検・評価に関すること。

(15) 教学マネジメント、内部質保証に関すること。

(16) 全学のFD・SDに関すること。

(17) 公開講座の実施等社会貢献に関すること。

(18) 大学の広報に関すること(入試広報部が主管する事務を除く)。

(19) 学長戦略本部の事務に関すること(他の部署が主管する事務を除く)。

(20) 入学式に関すること

(21) 所管委員会の事務に関すること。

(22) そのほか他の部署の主管に属さないこと。

【教務事務】

（１）各学部及び研究科の教育課程の総合調整に関すること。

（２）学位記に関すること。

（３）教務統計に関すること。

（４）学生の学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析に関すること。

（５）ＩＲ推進室及びリベラルアーツ教育推進室並びに所管委員会の事務に関すること。

【学生支援事務】

（１）学生支援に関する以下の業務の企画及び調整並びにキャンパス部の支援に関すること。

①学生証の発行に関すること。

②学生の課外活動に関すること。

③学生の集会及び行事(学位記授与式、新入生合同研修等)に関すること。

④学生の身分に関すること。

⑤学生の補導に関すること。

⑥学生の身上記録の作成に関すること。

⑦学生に関する発行物の制作・配布及び広報に関すること。

⑧学友会、同窓会及び後援会に関すること。

⑨学生の奨学金に関すること。

⑩学生寮の運営に関すること。
⑪学生の就職支援に関すること。
⑫学生の運賃割引証に関すること。
⑬学生の宿舎の斡旋に関すること。
（２）学生及び卒業生並びに卒業生の就職先等に対する各種調査に関すること(他の部署が主管する調査を除く)。
（３）保健センターの事務に関すること。
（４）メディテーションセンターの事務に関すること。
（５）所管委員会の事務に関すること。
（６）その他学生の福利厚生に関すること。

【研究協力事務】
（１）企業との共同研究の推進に関すること。
（２）競争的資金及び各種研究助成等に関すること。
（３）奨学寄付金の受け入れに関すること。
（４）科学研究費補助金に関すること。
（５）研究倫理審査に関すること。
（６）研究費の不正使用防止等に関すること。
（７）動物実験に関すること。
（８）大学紀要の作成・発刊に関すること。
（９）学術交流協定に関すること。
(10) 総合研究所の事務に関すること。
(11) 国際交流センターの事務を支援すること。
(12) その他研究協力等推進に関すること。

２　企画部に教務部を置き、教務部は教務事務をつかさどる。
３　企画部に学生支援センターを置き、学生支援センターは学生支援事務をつかさどる。
４　企画部に研究協力部を置き、研究協力部は研究協力事務をつかさどる。

（総務人事部）
第６条　総務人事部は次の事務をつかさどる。
（１）大学事務の連絡調整に関すること。
（２）大学印、学長印、及びその他の公印の管守に関すること。
（３）文書類の接受、発送、整理及び保存に関すること。
（４）秘書業務に関すること。
（５）人事並びに服務に関すること。
（６）勤務管理、勤務評定に関すること。
（７）給与並びに退職金に関すること(役員の報酬に関することを含む)。
（８）人事の記録、統計に関すること。
（９）福利厚生に関すること。
(10) 職員の研修に関すること。
(11) 人事関係諸規程に関すること。
(12) 栄典、表彰に関すること。
(13) コンプライアンスに関すること。
(14) 個人情報の保護に関すること。

(15) 職員の健康・安全及びメンタルヘルスに関すること。
(16) ハラスメント防止に関すること。
(17) 建物・設備の維持保全に関すること。
(18) 情報システム及び情報セキュリティに関すること。
(19) 所管委員会の事務に関すること。
(20) その他総務人事に関すること。

２　総務人事部に総務部を置き、総務部は総務人事部の事務の一部をつかさどる。

３　総務人事部に人事部を置き、人事部は総務人事部の事務の一部をつかさどる。

４　総務人事部にシステム部を置き、システム部は総務人事部の事務の一部をつかさどる。

（経理財務部）

第７条　経理財務部は次の事務をつかさどる。

（１）予算並びに決算に関すること。
（２）私立学校法第１０３条及び第１０７条第１項第１号に規定する書類の保管に関すること。
（３）事務局の経理に関すること。
（４）各種保険に関すること。
（５）公務災害補償に関すること。
（６）土地・建物・設備の購入、検収、保管及び出納に関すること。
（７）土地・建物・設備に関する契約手続きに関すること。
（８）諸統計の作成、報告に関すること。
（９）収益事業の会計に関すること。
(10) 各種補助金、助成金の総括に関すること。
(11) 所管委員会の事務に関すること。
(12) その他経理財務に関すること。

（入試広報部）

第８条　入試広報部は次の事務をつかさどる。

（１）入学試験の企画・運営に関すること。
（２）学生募集に関すること。
（３）学生募集における広報に関すること。
（４）情報教育研究センターの事務に関すること。
（５）所管委員会の事務に関すること。
（６）その他入試広報に関すること。

２　入試広報部に入試事務部を置き、入試事務部は入試広報部の事務の一部をつかさどる。

（五反田事務部）

第９条　五反田事務部は次の事務をつかさどる。

（１）五反田キャンパスにおける学部・学科、研究科の教育活動運営に係る事務に関すること。
（２）五反田キャンパスにおいて行われる本学の催しに関すること。
（３）感染制御学教育研究センターの事務に関すること。

（４）その他五反田キャンパスに関すること。
２　五反田事務部は、産後ケア研究センターの事務を支援する。
３　産後ケア研究センターの事務については別に定める。

（世田谷事務部）
第１０条　世田谷事務部は次の事務をつかさどる。
（１）世田谷キャンパスにおける学部・学科の教育活動運営に係る事務に関すること。
（２）世田谷キャンパスにおいて行われる本学の催しに関すること。
（３）その他世田谷キャンパスに関すること。

（東が丘事務部）
第１１条　東が丘事務部は次の事務をつかさどる。
（１）国立病院機構キャンパスにおける学部・学科、研究科の教育活動運営に係る事務に関すること。
（２）国立病院機構キャンパスにおいて行われる本学の催しに関すること。
（３）放射線看護研修センターの事務に関すること。
（４）その他国立病院機構キャンパスに関すること。

（立川事務部）
第１２条　立川事務部は次の事務をつかさどる。
（１）国立病院機構立川キャンパスにおける学部・学科の教育活動運営に係る事務に関すること。
（２）国立病院機構立川キャンパスにおいて行われる本学の催しに関すること。
（３）その他国立病院機構立川キャンパスに関すること。

（千葉事務部）
第１３条　千葉事務部は次の事務をつかさどる。
（１）船橋キャンパスにおける学部・学科、研究科の教育活動運営に係る事務に関すること。
（２）船橋キャンパスにおいて行われる本学の催しに関すること。
（３）その他船橋キャンパスに関すること。

（和歌山事務部）
第１４条　和歌山事務部は次の事務をつかさどる。
（１）雄湊キャンパス及び日赤和歌山医療センターキャンパスにおける学部･学科、研究科及び専攻科の教育活動運営に係る事務に関すること。
（２）雄湊キャンパス及び日赤和歌山医療センターキャンパスにおいて行われる本学の催しに関すること。
（３）和歌山看護実践研究センターの事務に関すること。
（４）その他雄湊キャンパス及び日赤和歌山医療センターキャンパスに関すること。

（規程の変更）
第１５条　本規程の変更は、理事会の決定による。

附　　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成１８年５月２９日から施行する。

附　　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２１年１１月１１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

附　　則

（１）この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

（２）東が丘看護学部は、学部名の変更に伴い東が丘・立川看護学部となった。

附　　則

この規程は、平成２６年５月１４日から施行する。

附　　則

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　　則

この規程は、令和６年４月１日から施行する。